

質 疑 回 答 書

令和4(2022)年7月14日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案 件 名 医療的ケア児支援業務委託

みよし市長 小 山 祐
(公 印 省 略)

番号	質 疑 事 項	回 答
1	業務従事者について。なぜ「コーディネーターは、医療的ケア児等コーディネーターの資格のある看護師」と市内に1名しか該当者がいないと市も把握している厳しい条件をつけ、事実上1社しか入札できない形式になるよう著しい入札制限が設けられているのか、合理的な理由をお答えいただきたい。またこの条件は必須か。	本事業の対象児童生徒の保護者と相談する中で、「あらかじめ配置した時間以外での必要に応じた看護師のかけつけ」という業務を準備する必要があることが明らかになりました。業務を実施するには、コーディネーターが看護師の資格を持っていることが適切であるとして、この条件を付しています。本市における初めての事業であり、児童生徒の生命にかかわる内容ですので、厳しい条件を設けさせていただいています。したがって、これは必須条件と考えています。
2	業務内容について。コーディネーターの業務が、看護師の手配、医療的ケア児の看護アセスメント、電話相談を含む本人、保護者、学校関係者との日常的な相談、主治医との相談、あらかじめ配置した時間以外での必要に応じた看護師のかけつけ等、看護業務に偏っている上、厚生労働省や県の定めるコーディネーターの役割業務と大きく異なり、逸脱しているのはなぜか。	利用者のニーズに応えるため、本業務でのコーディネーターの業務内容を「医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにする」としたことで、結果的に看護業務が大きな割合を占めるようなものとなっています。これは厚生労働省等が定めるコーディネーターの役割業務とは異なりますが、本業務は市独自の事業であるため、このような業務内容としました。

3	<p>他の入札に比べ、実質4営業日と募集期間が極めて短いことの具体的な理由を教えてください。</p>	<p>9月1日から事業を実施するため、みよし市プロポーザル方式運用ガイドラインに沿って決めました。</p>
4	<p>当該事業が子どもの命に関わることであり、万全を期すために厳しい条件が必要なことは当法人も同意しています。お聞きしたいのは1名1社しか応札できないような条件では本来幅広く提案をうけるというプロポーザルの趣旨と相反するが、なぜこの条件でプロポーザルという方法をとっているのか具体的な理由を教えてください。</p>	<p>本事業の対象児童生徒の保護者と相談する中で、「あらかじめ配置した時間以外での必要に応じた看護師のかけつけ」という業務を準備する必要があることが明らかになりました。業務を実施するには、コーディネーターが看護師の資格を持っていることが適切であるとして、この条件を付しています。結果的に応札できる事業所が限られることも考えられましたが、この条件を満たし、業務遂行能力がある事業所を選定するには、プロポーザル方式の入札が最適であると考えたためです。</p>
5	<p>基本的にはコーディネーター看護師が事業所等の市内で待機をしていく予定ですが、研修等で市外に出る場合、コーディネーターの指示のもとで代行看護師が対応してもよろしいでしょうか。</p>	<p>コーディネーターが指示を出せる状態にあり、コーディネーターの業務が可能であれば、他の看護師による対応は可です。</p>